様式第21(第六十五条関係)

分配金取得計画書

(一)組合員に関する事項

組合員		売却マンションの区分所有権			売却マンションの敷地利用権				組合員が取得することとなる分配金の価額
氏名又は名称	住所	所在	権利の内容		所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容(地積及び権利の割合)	
			専有部分(家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分					
法第142条第1項第1号		法第142条第1項第2号							法第142条第1項第3号

(二)売却マンション又はその敷地に関する権利を有する者で、法の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに関する事項

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">権利消滅期日において権利を失う者</td><td colspan="4" rowspan="2">売却マンションに関する権利</td><td colspan="5" rowspan="2">売却マンションの敷地に関する権利</td><td rowspan="3">売却マンションに関する権利及びその敷地に関する権利の価額の合計額
(A＋B)</td><td rowspan="3">明渡しによる損失の額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名又は名称</td><td rowspan="2">住所</td><td rowspan="2">所在</td><td rowspan="2">権利の種類</td><td colspan="2">権利の内容</td><td rowspan="2">価額
(A)</td><td rowspan="2">所在及び地番</td><td rowspan="2">地目</td><td rowspan="2">権利の種類</td><td rowspan="2">権利の内容（地積及び権利の割合）</td><td rowspan="2">価額
(B)</td></tr>
<tr><td>専有部分(家屋番号、建物番号、種類及び床面積)</td><td>共用部分の共有持分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="12">法第142条第1項第4号</td><td>法第142条第1項第5号</td></tr>
</table>

(三)補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

(四)権利消滅期日

(五)分配金及び補償金の支払期日及び支払方法

備考

1　建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第4条第2項の規定により共用部分とされている建物の部分及び附属の建物又は同法第5条第1項の規定により建物の敷地とされている部分を対象とする場合には、同法第30条の規約を添付すること。

2　「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別により、その現況を記載すること。

3　「権利の内容(地積及び権利の割合)」欄には、登記簿に記載された地積及び権利の割合をそれぞれ記載すること。

4　法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。